

○一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会福祉年金事業規則

(昭和53年 3月 7日制定)

改正	昭和59年 2月28日	平成 2年 2月26日	平成14年 2月21日	平成 26年 6月 5日
	昭和60年 3月13日	平成 5年 3月 3日	平成25年 5月29日	平成 27年 2月 9日
	昭和61年 6月24日	平成12年 5月25日	平成26年 1月16日	

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会（以下「互助会」という。）運営規則第3条の規定により、会員又はその配偶者の退職後の生活の安定と福祉の向上に資することを趣旨とする福祉年金事業（以下「本事業」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本事業の適用を受ける者)

第2条 本事業の適用を受ける者は、退職の日まで引き続き1年以上互助会員であった者で、加入申込みを行って理事長の承認を受け、理事長の指定する信託銀行（以下「指定金融機関」という。）との間で加入申込者を委託者兼元本受益者、互助会を収益受益者、指定金融機関を受託者とする互助年金信託（会員口）契約（単独運用指定金銭信託契約）（以下「信託契約」という。）を締結した者（以下「加入者」という。）とする。ただし、会員が死亡により退職したとき、その配偶者は、本事業の適用を受けることができる。この場合は、互助会員であった者と同様の取扱いをするものとする。

第2章 加入及び脱退

(加入の申込み)

第3条 削除

2 削除

(継続加入)

第4条 削除

2 削除

3 削除

(脱退)

第5条 加入者及び第6条の規定により年金又は一時金の受給権を引継いだ遺族は、次の各号の一に該当するときに脱退することができる。

(1) 水震火災、その他非常災害を受けたため資金を必要とするとき。

(2) 本人又はその家族が負傷又は疾病により療養を要するとき。

(3) その他、緊急に資金を必要とし、理事長が特に認めたとき。

(死亡)

第6条 加入者が死亡したときは、その者の遺族が年金又は一時金の受給権を引継ぐものとする。

(遺族及びその順序)

第7条 遺族は次のものとする。

(1) 加入者であった者の配偶者(届出をしないが加入者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 加入者であった者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、加入者であった者の死亡

当時同居し生計を共にしていた者

(3) 前号に掲げる者のほか、加入者であった者の死亡当時同居し、生計を共にしていた親族

(4) 加入者であった者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しない者

2 給付を受ける遺族の順位は、前項各号の順序による。

第3章 信託契約

(拠出金)

第8条 信託契約における拠出金は、1口500,000円の整数倍とする。

ただし、加入申込者の本事業に加入できる限度は20口以内で、かつ退職手当の額の範囲内とする。

2 削除

(信託契約の締結時期)

第9条 信託契約は、加入の承認を受けた後、遅滞なく締結するものとする。

2 削除

3 削除

(給付金の原資)

第10条 第11条第1項に定める給付金の原資は、本事業に係わる互助会の資産と会員が加入申込み後、締結した信託契約の信託財産とする。

第4章 給付

(給付金の種類)

第11条 給付金の種類は、次のとおりとする。

(1) 福祉年金 据置期間を経過したとき。

(2) 遺族年金 加入者が年金給付期間満了前に死亡し、その遺族が引続き年金で受取ることを希望したとき。

(3) 脱退一時金 加入者又は第6条により年金の受給権を受けた遺族が、第5条の規定により脱退したとき。

(4) 遺族一時金 加入者が年金給付期間満了前に死亡し、その遺族が年金にかえて一時金として受取ることを希望したとき。

(5) 満了一時金 第12条第1項第1号に規定するA型年金の給付期間が満了したとき。

(6) 死亡弔慰金 加入者が年金給付期間満了前に死亡したとき、その遺族に給付する。

(7) 長寿祝金 加入者が満70歳（古希の祝い）に達したとき。

2 給付金は、前項各号に掲げる者に給付する。

3 前項により、加入者の受ける給付金のうち、拠出金相当額をもとに行う給付については、信託契約に基づいて指定金融機関が支払うものとする。

(年金の種類)

第12条 前条第1項第1号及び第2号に規定する年金の種類は、次の各号の組み合わせによる36種類とする。

(1) 形態 ア A型年金

収益（利息相当分）を年金として給付し、拠出金相当分を年金の給付期間満了時に満了一時金として給付する。

イ B型年金

拠出金相当分と収益（利息相当分）とを年金として給付する。

(2) 据置期間 1年、3年、5年、7年及び10年の5種類とする。

(3) 給付期間 5年、7年及び10年の3種類とする。

2 前条に掲げる据置期間及び給付期間の計算は、第9条第1項に定める信託契約の締結日の属する月から起算し、それぞれ期間終了の属する月までの間とする。

3 削除

(給付金の額)

第13条 年金及び一時金の給付額は、拠出金の運用実績に基づいて算出した加入者ごとの元利合計相当額を原資とし、貸付信託の利回りの推移を参考として決定する。

2 死亡弔慰金の給付額は10,000円とする。

(給付金の額の改定)

第14条 前条の給付金の額は、金融情勢に変動があった場合又は第17条に定める財政再検討の結果、必要がある場合は改定することができるものとする。

(給付の時期及び方法)

第15条 年金の給付時期は年4回とし、据置期間経過後毎年2月、5月、8月及び11月の各末日までにそれぞれ前月までの分を給付する。ただし、給付満了の場合は当該満了月の末日までに給付する。

2 一時金及び死亡弔慰金の給付時期は、請求のあった日の属する月の翌月の末日までとする。

3 給付金の支給を行うときは、加入者又はその遺族が指定した金融機関の預金口座に振り込むものとする。

第5章 会計

(年金財政の決算)

第16条 毎事業年度の末日に、年金財政の決算を行うものとする。

(財政調整)

第17条 本事業の財政の健全化を図るため、必要に応じて財政計画を再検討し、調整を行うものとする。

(責任準備金)

第18条 削除

(引当金)

第19条 削除

(会計の区分)

第20条 この事業に係る会計は、他の会計と区別し、福祉年金事業会計として行うものとする。

(事業年度)

第21条 本事業の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第6章 制度の運営

(加入者台帳の調整)

第22条 本事業の健全な運営の確保及び現況を把握するため、福祉年金台帳を調製し、契約の内容、住所、届出印、その他必要事項を記入するものとする。

(基本協定の締結)

第23条 本事業の運営にあたって、指定金融機関との間に「福祉年金事業に関する基本協定」を締結するものとする。

(事務の委託)

第24条 本事業に要する事務については、その一部を指定金融機関に委託することができる。

(資産の管理及び運用)

第25条 信託契約により互助会が受取る収益配当金は、その管理運用を目的として指定金融機関に預託するものとする。

2 前項において互助会は、指定金融機関との間で互助会を委託者兼受益者、指定金融機関を受託者とする互助年金信託（互助団体口）契約（単独運用指定金銭信託契約）を締結するものとする。

第7章 補 則

(機関)

第26条 削除

(受給権の処分禁止)

第27条 加入者又はその遺族は、本事業に加入したことによって生じた権利を他人に譲渡し又は担保に供することはできないものとする。

(権利の消滅)

第28条 給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から5年をもって消滅する。

(規定の改廃)

第29条 この規則を改廃するときは、理事会が決定するものとする。

(細則の制定)

第30条 この規則の施行に関し、必要な細則は理事長が定める。

附 則

この規則は、昭和53年 3月 7日から施行し、昭和53年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和59年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年 7月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年 5月25日から施行し、平成12年 4月 1日から適用する。ただし、適用年月日前に第8条に定める限度口数を超えている場合は、平成13年度中に限度口数内とする。

附 則

この規則は、平成14年 2月21日から施行し、平成14年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年 5月30日から施行し、平成25年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

なお、平成26年3月31日までに退職した者については、退職後1年間は加入の申込みができるものとする。

附 則

この規則は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。